

## 令和8年4月～9月掲載分

※令和8年10月～令和9年9月掲載分については令和8年7月頃に募集します。

# ふるさと・多賀城応援寄附 指定返礼品募集のお知らせ

### 問合せ先

【申込みに関すること】

多賀城市 都市産業部 産業振興課 022-368-4204

【返礼品決定後の各種手続き等に関すること】

多賀城市 企画経営部 財政課 022-368-2352



# 目次

---

1	ふるさと・多賀城応援寄附事業の目的	4
2	ふるさと・多賀城応援寄附事業の流れ	4
3	返礼品提供事業者の要件	5
4	指定返礼品の申込要件	5
5	申込期間及び提出書類等	6
6	返礼品指定期間	7
7	審査	7
8	返礼品の変更及び辞退	7
9	返礼品決定後の返礼品掲載フロー	8
10	返礼品発注発送及び代金支払いフロー	9
11	個人情報の取扱い	9
12	その他留意事項	10

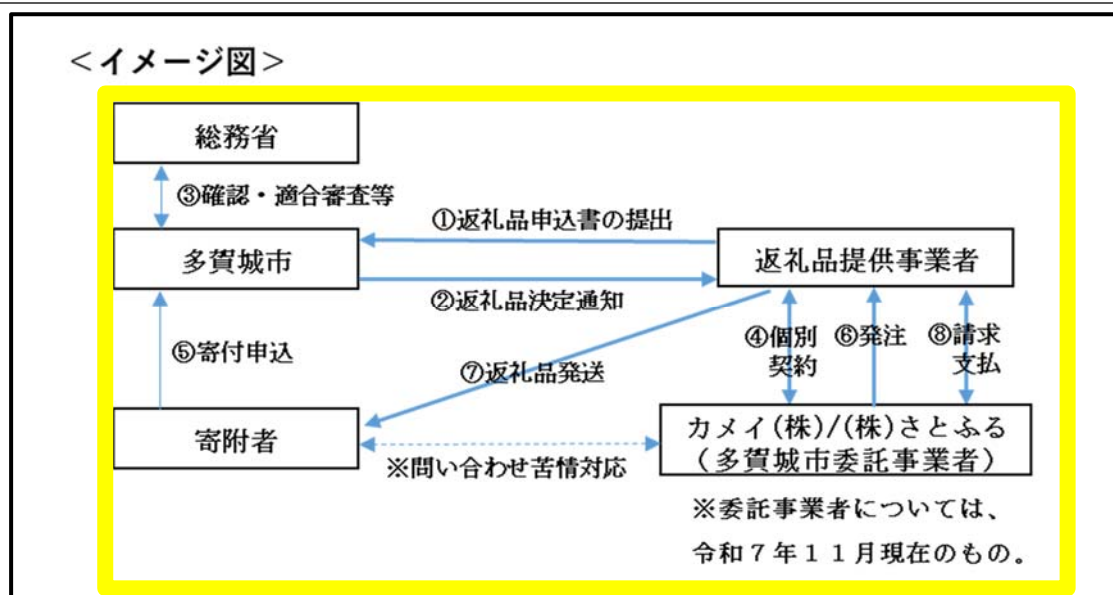
# 1 ふるさと・多賀城応援寄附事業の目的

多賀城市では、ふるさと・多賀城応援寄附事業（ふるさと納税）として、寄附をしていただいた方に、寄付額に応じた返礼品を進呈しています。

魅力ある返礼品を取り揃えることで、多賀城市をPRしながら、寄附の促進と市内事業者の商品のPRや販売促進、地域経済の活性化などの相乗効果を図ることを主な目的としています。

そこで、寄附者への返礼品として贈呈する物品や役務（以下「指定返礼品」という）の募集を行います。

# 2 ふるさと・多賀城応援寄附事業の流れ



(注) 現在、ふるさと納税に係る返礼品は、本市に加え総務省の審査が必要となる場合があります。総務省の審査が不適合の場合、市の指定は取消しとなります。

(注) 本市では、ふるさと納税業務の一部（返礼品の発注、返礼品代金のお支払い等）を委託しています（令和7年度実績：カメイ(株)、(株)さとふる）。

専用ページに掲載し、寄附申し込みを受け付けるためには、以下内容にて委託事業者と契約を締結していただく必要があります。

①返礼品の送料は、委託事業者が負担します。

②返礼品に関する問い合わせ-苦情等については委託事業者の対応とします。

※委託契約内容詳細については、契約時に委託事業者より説明を行います。

### 3 返礼品提供事業者の要件

---

返礼品提供事業者として登録するためには、（１）～（７）全てに該当する必要があります。

- (1) 原則、多賀城市内に事業所（店舗、工場等）を有する法人、団体又は個人事業主
- (2) 多賀城市の市税を滞納していない者
- (3) 事業者、事業者の役員又は事業者の法定代理人が、多賀城市暴力団排除条例（平成24年多賀城市条例第31号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等に該当しない者
- (4) 各種法規則や条例等に沿った生産・製造・販売・サービスの提供を行っていること。
- (5) 原則、当該商品の調達及び寄附者への送付又は当該サービスの寄附者への提供並びにそれに付随する事務について市が委託する事業者と契約を締結し、契約内容を履行できること。
- (6) 品質等による保証や苦情等の対応ができること。
- (7) 申込み内容に対して、市が実地調査を行うことを求めた場合、確認に応じることができること。

#### **補足：市外事業所の方が申し込む場合**

市内事業者の支援に資する返礼品を取り扱う事業者であり、市の事業のPRやプロモーションに効果が見込める指定返礼品を提供できる場合は申し込みが可能です。

市が委託するふるさと納税中間管理事業者との事前調整が必要となりますので、あらかじめご相談ください。

### 4 指定返礼品の申込要件

---

返礼品として申し込むためには、（１）～（７）全てに該当する必要があります。

- (1) 平成31年総務省告示第179号における第5条第1項各号に規定する総務大臣が定める基準（別紙参照）のいずれか1つ以上を満たすもの
- (2) 第三者に対し迷惑を及ぼし、又は権利を侵害する恐れのないもの
- (3) 政治性、宗教性のないもの
- (4) 自ら生産・製造したもの以外の場合は、本市の返礼品として提供すること等について生産者・製造者の同意を得ていること。

- (5) キャラクター等を使用する場合や、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。
- (6) 飲食物にあつては、寄附者に到着後3日以上の消費期限が保証されているもの
- (7) 食品表示法等の関係法規を順守しているもの
- (8) 市内で製造・加工しているものについて、主要な部分を多賀城市内で行っていることを証明できるもの

## 5 申込期間及び提出書類等

### 申込期間等

随時受付中です。都市産業部産業振興課へ必要書類を提出してください。

mail : [shoko@city.tagajo.miyagi.jp](mailto:shoko@city.tagajo.miyagi.jp)

### 提出書類等

- ◆ ふるさと・多賀城応援寄附指定返礼品提供事業者登録申請書兼誓約書（様式第1号）
- ◆ 暴力団排除条例に係る誓約書（様式第2号）
- ◆ ふるさと・多賀城応援寄附指定返礼品申込書（様式第3号）  
※申込品ごとの説明書・製造工程確認票を合わせて添付。
- ◆ 完納証明書（市税等に滞納がないことを証する書類）又指名競争入札参加登録における承認番号が確認できる書類（申請承認メール写し等）  
※市外在住の個人事業主で、多賀城市発行の完納証明書が取得できない場合は、個別にご相談ください。
- ◆ 再委託承認願（様式第4号）  
※複数の者が共同して申し込む場合のみ

### 補足：申込者と製造者等が異なる場合

製造者等についても指定返礼品提供事業者の要件を確認します。  
製造者分の様式第1号・様式第2号・完納証明書が必要となります。



↑↑↑様式は市のホームページからダウンロードできます。

## 6 返礼品指定期間

---

申込後、審査を経て指定返礼品の決定をした場合の指定期間は、以下のとおりです。

**令和8年4月1日（水）から令和8年9月30日（水）までの期間**

※令和8年10月1日～令和9年9月30日掲載分については7月ごろ改めて募集します。

## 7 審査

---

審査は、都市産業部産業振興課で行い、選定します。

※審査の結果、選定決定したものについては、総務省にふるさと納税返礼品の適合審査の申請を行います（1～3か月程度）。

## 8 返礼品の変更及び辞退

---

返礼品の内容に変更がある場合

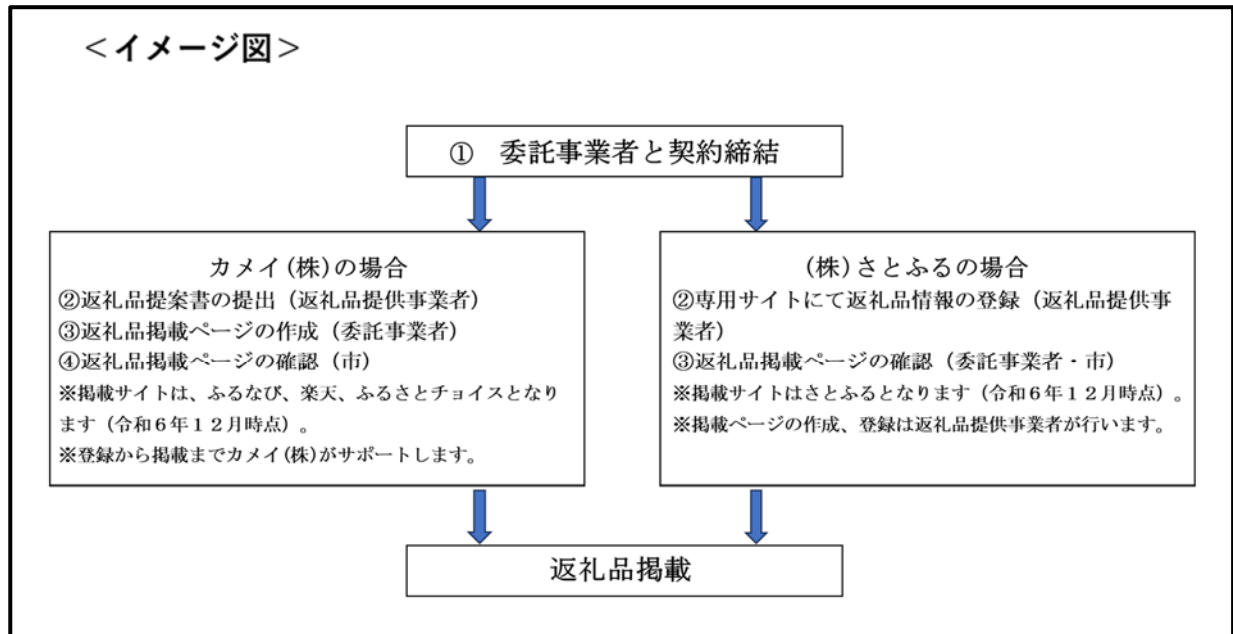
「ふるさと・多賀城応援寄附指定返礼品内容変更届（様式第5号）」を提出してください。

返礼品の提供を辞退する場合

「ふるさと・多賀城応援寄附指定返礼品等辞退報告書（様式第6号）」提出してください。

## 9 返礼品決定後の返礼品掲載フロー

本市では、カメイ(株)と(株)さとふるにふるさと納税業務の一部を委託しており、返礼品掲載までのフローは次のとおりです。委託事業者により手続きが異なるため注意してください。

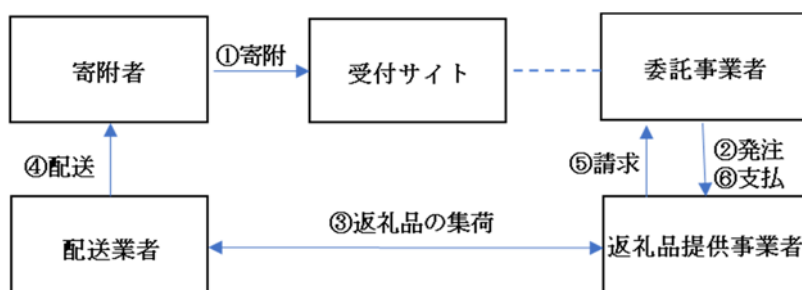


- ① 本市の委託事業者と契約締結
- ② 返礼品に関する情報の確認・登録
- ③ 返礼品掲載ページの作成・確認
- ④ 返礼品掲載（総務省による適合審査後1か月程度の期間を要する）

※委託事業者については年度途中で事前連絡の上で、追加・変更が生じる場合があります。

## 10 返礼品発注発送及び代金支払いフロー

<イメージ図>



※契約する委託事業者によって手順の詳細が異なります（契約時に委託事業者から説明します）。

カメイ(株)の場合	(株)さとふるの場合
<ul style="list-style-type: none"><li>・ヤマト運輸より、出荷予定書をFAXにて通知（集荷日2～3日前）</li><li>・ヤマト運輸より、直送依頼書をFAXにて通知（集荷日前日午前10時）</li><li>・ヤマト運輸にて集荷（ヤマト運輸が伝票を持参）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・(株)さとふるより、発注メールの送信（集荷日4日前）</li><li>・佐川急便にて集荷（佐川急便が伝票を持参）</li></ul>

- ① 寄附（寄附者 → 多賀城市）
- ② 発注依頼（委託事業者→返礼品提供事業者）
- ③ 集荷（返礼品提供事業者→配送業者）
- ④ 返礼品のお届け（配送業者）
- ⑤ 請求（返礼品提供事業者→委託事業者）  
※各月請求となります。
- ⑥ 支払（委託事業者→返礼品提供事業者）  
※月末締／翌月末払い 銀行振込（振込手数料は返礼品提供事業者負担）

## 11 個人情報取扱い

個人情報の取扱いについては、多賀城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年多賀城市条例第1号）及び関係法令を遵守する必要があります。

また、返礼品提供事業者でなくなった後についても、同様の取扱いとなります。

## 12 その他留意事項

---

- (1) 本市は、事業者及び商品が1の「返礼品提供事業者の要件」及び4の「指定返礼品の申込要件」に適合しなくなつたと認める場合、返礼品の取扱いを終了します。
- (2) ふるさと納税制度の改正（法改正や国からの通知・通達等）により、指定返礼品としての契約の解除等の措置を講ずる場合があります。